**セキュリティ・マンション・アパート認定制度審査チェック表**

仮認定：

認　定：

**物件名：　　　　　　　　　規模：　　棟　　階建　　戸　　所在地：**

**審査員：　　　　立会者：　　　　　　審査日：　年　月　日　時　分　天候：　　場所：**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 項　　　目 | 防　犯　建　物　部　品　等 | 必須項目 | 仮認定審査m | 認定審査 |
| 共用部分（審査対象物件に該当する項目箇所をチェック） | １　塀、柵等　　敷地内 | □　外部からの見通しの確保（構造、高さによる見通し確保）　　防犯カメラ(録画機能付き画角A25)等による補完 | 必須 |  |  |
| ２　配管、縦とい　　外壁等 | ■　足場とならない構造■　建物(居室)内の異常を知らせる防犯ベル（85デシベル以上）、又は警報ライトの設置　 | 推奨推奨 |  |  |
| ３ 共用出入口　 | ■　見通しの確保□　防犯カメラの設置（録画機能付き・画角A）※２■　インターホン、オートロックシステムの設置（玄関扉）■　自動施錠機能付き扉の設置（玄関以外の出入口）□　照度の確保（玄関内50ﾙｸｽ以上、玄関外20ﾙｸｽ以上)■　外部に異常を知らせる防犯ベル（８５デシベル以上）の設置 | 推奨必須推奨推奨必須推奨 |  |  |
| ４ エレベーターホール　 | ■　防犯カメラの設置（録画機能付き・評価用チャート適合）□　照度の確保　(共用玄関階50ﾙｸｽ以上、その他の階20ﾙｸｽ以上) | 推奨必須 |  |  |
| ５　エレベーター | □　防犯カメラの設置（録画機能付き・評価用チャート適合）□　緊急ボタンによる外部連絡の確保□　照度の確保（50ﾙｸｽ以上）■　エレベーター内が見通せる窓の設置 | 必須必須必須推奨 |  |  |
| ６　共用廊下共用階段 | ■　屋外設置階段の住棟外部からの見通しの確保□　照度の確保（屋内20ﾙｸｽ以上、屋外3ﾙｸｽ以上)■　階段室の常時開放（屋内階段の場合）■　外部に異常を知らせる防犯ベル（８５デシベル以上）の設置 | 推奨必須推奨推奨 |  |  |
| ７　屋上 | * 屋上出入口への施錠可能な扉の設置

■　柵の設置による居室内への侵入防止 | 必須推奨 |  |  |
| ８　自転車置場、オートバイ置場 | ■　防犯カメラの設置（録画機能付き・画角A25）■　チェーン用バーラック、サイクルラックの設置□　照度の確保（3ﾙｸｽ以上)（センサーライトによる補完） | 推奨推奨必須 |  |  |
| ９　駐車場 | ■　防犯カメラの設置（録画機能付き・画角A25）□　照度の確保 (3ﾙｸｽ以上)（センサーライトによる補完）■　施錠可能な門扉の設置 | 推奨必須推奨 |  |  |
| 10　屋外通路 | □　見通しの確保（防犯カメラによる補完・録画機能付､画角A25）□　照度の確保（3ﾙｸｽ以上)（センサーライトによる補完） | 必須必須 |  |  |
| 12　ゴミ置場 | * 照明設備の設置

■　塀、施錠可能な扉等による区画 | 推奨推奨 |  |  |
| 専用部分（審査対象物件に該当する項目箇所をチェック） | １　住居の玄関扉等 | □　防犯建物部品(ＣＰ部品等)の扉、枠、錠の設置　補完措置（以下の全てを満たせば防犯建物部品設置とみなす）　　□　ドアとドア枠のすき間からカンヌキが見えない構造　　□　ピッキング解錠が困難な構造　　□　補助錠の設置　　□　ドアチェーン又はドアガードの設置　　□　サムターン回し防止機能を備えたドアノブの設置　　□　外部から外されにくいドアスコープの設置■　防犯建物部品設置の外部表示 | 必須必須推奨 |  |  |
| ２　玄関 | * 屋外設置の防犯ベル、又はライトに連動した警報装置の設置※３
* 廊下、階段等からの見通しの確保

□　テレビモニター機能付きインターホンの設置■　自動施錠タイプの錠前■　外部(警備会社・居住者等)に通報できる押し釦の設置 | 推奨必須必須推奨推奨 |  |  |
| ３　住居の窓　(バルコニー以外) 　　　　　　　　 | * ルーバー窓への破壊に強い構造の面格子、シャッターの設置

■　ルーバー窓以外の窓への面格子、シャッターの設置□　下記のA・B　２項目の何れかを満たすこと**A**　・窓サッシにサブロック付きクレセント及び補助錠の設置・ガラスへの破壊音又は窓の開閉に対応したガラスアラーム等感知装置の設置。※１**B**・防犯合わせガラス（ CPｶﾞﾗｽ）もしくは強固な面格子の設※１■　防犯建物部品設置の外部表示 | 必須推奨必須推奨 |  |  |
| ４　住居の窓　(バルコニー) 　　　　　　　　　　　　 | □　下記のA・B　２項目の何れかを満たすことA　・窓サッシにサブロック付きクレセント及び補助錠の設置・ガラスへの破壊音又は窓の開閉に対応したガラスアラーム等感知装置の設置。※1B　・防犯合わせガラス（ CPｶﾞﾗｽ）もしくは強固な面格子の設置。※1■　防犯建物部品設置の外部表示 | 必須推奨 |  |  |
| ５　バルコニー | * 道路からの見通しの確保
* 階段等共有部分から侵入ができない構造の確保
 | 推奨推奨 |  |  |
| ６　風呂場 | * 屋外設置の防犯ベル、又はライトに連動した警報装置の設置
* 外部へ(警備会社・居住者等)に通報できる押し釦の設置
 | 推奨推奨 |  |  |
| ７　寝室 | * 屋外設置の防犯ベル、又はライトに連動した警報装置の設置

■　外部へ(警備会社・居住者等)に通報できる押し釦の設置 | 推奨推奨 |  |  |
| ８　その他 | ■　屋外防犯ベル等に連動した警報装置の各部屋への設置 | 推奨 |  |  |

※３＝警報装置の押釦がワイヤレス式の場合は警報装置、押釦は各1台でも可。

※１＝外壁に面する窓で、窓下２ｍ以内に足場に成る物が無い場合は、3階以上は不要。

※2＝敷地内、共用玄関の何れかでよい。

|  |
| --- |
| 特記事項※判定に質問がありましたらお気軽にお問合せ下さい。 |